

れいわ ねんどだい かいよこはまししょうがいしゃしさくすいしんきょうぎかい 令和7年度第2回横浜市障害者施策推進協議会

にちじ れいわ ねん がつ にち きんようび ごごじ ごごじ
日時：令和7年10月31日（金曜日）午後2時から午後4時まで

ばしょ よこはまし しちょうしゃ かい
場所：横浜市市庁舎18階みなと1・2・3会議室 かいぎしつ

し だい 「次 第」

かいかい 1 開会

2 健康福祉局長あいさつ

3 報告事項

- (1) 第5期横浜市障害者プランにかかるグループインタビュー等の進捗状況について
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の郵送交付について
- (3) 第2期横浜市依存症対策地域支援計画の策定について
- (4) よこはまテレビ・プッシュのご案内について

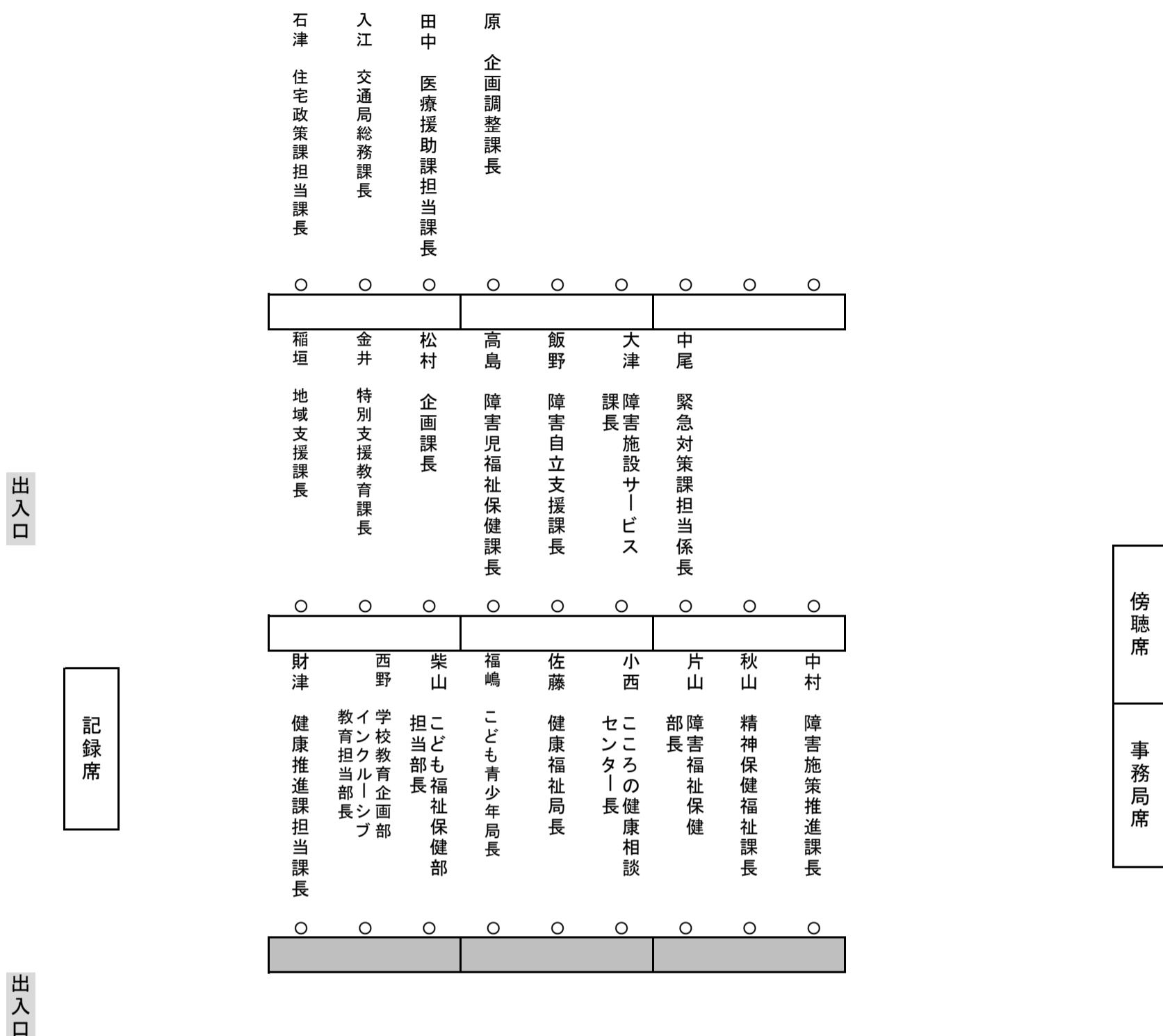
4 その他

【配付資料一覧】

- しりょう だい き しょうがいしゃ さくてい とう しんちょくじょうきょう
資料1 第5期障害者プラン策定にかかるグループインタビュー等の進捗状況について
- しりょう だい き しょうがいしゃ さくてい とう しんちょくじょうきょう
資料2-1 精神障害者保健福祉手帳の郵送交付について
- しりょう だい き しょうがいしゃ さくてい とう しんちょくじょうきょう
資料2-2 精神障害者保健福祉手帳の郵送交付についてチラシ
- しりょう だい き きよこはましいぞんしうたいさくちいきしえんけいかく さくてい
資料3 第2期横浜市依存症対策地域支援計画の策定について
- しりょう だい き きよこはましいぞんしうたいさくちいきしえんけいかく さくてい
資料4-1 よこはまテレビ・プッシュのご案内について
- しりょう だい き きよこはましいぞんしうたいさくちいきしえんけいかく さくてい
資料4-2 よこはまテレビ・プッシュのご案内についてチラシ

令和7年度第2回横浜市障害者施策推進協議会座席表

令和7年10月31日(金曜日)午後2時から午後4時まで
横浜市庁舎みなど1・2・3



出入口

記録席

傍聴席
事務局席

マイク

マイク

通訳者

飯山 文子委員	6	佐伯 隆史委員
清水 武彦委員	5	樋渡 明美委員
久保田 政宏委員	4	阿部 浩之委員
小川 菜江子委員	3	小野 孝俊委員
港 裕樹委員	2	加藤 伸輔委員
介助者	1	村山 美保子委員
奈良崎 真弓委員		介助者
松田 隆和委員		永田 孝委員
介助者		須山 優江委員
大橋 由昌委員		
介助者		
渋谷 治巳委員		
	内嶋順一會長	二宮威重職務代理

横浜市障害者施策推進協議会 委員名簿（令和8年7月13日まで）

	氏名	所属
1	阿部 浩之	社会福祉法人型地域活動ホーム連絡会（地域活動ホームガツツ・びーと西所長）
2	飯山 文子	横浜知的障害関連施設協議会 副会長
3	内嶋 順一	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター 担当理事
4	小川 菜江子	横浜南部就労支援センター 所長
5	大橋 由昌	特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会 会長、公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 副理事長
6	小野 孝俊	横浜市腎友会 事務局長、公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 理事
7	加藤 伸輔	NPO法人メンタルヘルス共創拠点ピアウェル 代表理事
8	金井 緑	一般社団法人神奈川県精神保健福祉士協会 副会長
9	菅野 義矩	特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長
10	久保田 政宏	日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合 事務局長
11	佐伯 隆史	一般社団法人神奈川県精神科病院協会 理事
12	渋谷 治巳	横浜市障害者地域作業所連絡会 副会長
13	清水 武彦	神奈川県立瀬谷支援学校校長
14	清水 龍男	横浜市心身障害児者を守る会連盟 代表幹事
15	鈴木 敏彦	淑徳大学副学長・高等教育研究開発センター教授、地域連携センター長
16	須山 優江	横浜市中途失聴・難聴者協会会长、公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 理事長
17	永田 孝	横浜市グループホーム連絡会 入居者部会部会長
18	奈良崎 真弓	にじいろでGO！会長
19	二宮 威重	一般社団法人横浜市歯科医師会 常務理事
20	樋渡 明美	特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会 共同代表
21	福本 秀	横浜公共職業安定所 所長
22	松田 隆和	横浜市肢体障害者福祉協会 会長、公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 理事
23	水野 千鶴	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
24	港 裕樹	横浜市精神障害者生活支援センター連絡会（泉区生活支援センター芽生え施設長）
25	村山 美保子	横浜ピアスタッフ協会（YPS）副会長

れいわねんどよこはましおがいしゃしさくすいしんきょうぎかいじむきょくめいほ
令和7年度 横浜市障害者施策推進協議会事務局名簿

くぶん区分	きょくめい局名	ほしょくめい補職名	しめい氏名
じむきょく事務局	けんこうふくしきょくく 健康福祉局	けんこうふくしきょくく 健康福祉局長	さとう たかすけ 佐藤 泰輔
		けんこうすいしんがいむたんどうぶつちょう いりょうきょくそうむびいむたんどうぶつちょう 健康推進部医務担当部長(医療局総務部医務担当部長)	きたがわ ひろなお 北川 寛直
		しうがいふくしきょくく 障害福祉保健部長	かたゆき ひさや 片山 久也
		けんこうふくしきょくく 健康福祉局担当部長(こころの健康相談センター長)	こにし じんん 小西 潤
		けんこうふくしきょくく 健康推進部長	といだ みちこ 樋田 美智子
		しうがいしょくすいしんがくちょう 障害施設推進課長	なかむら つよし 中村 剛吉
		せいいしんほくふくしきょくく 精神保健福祉課長	あさやま なみゆき 秋山 直之
		しうがいじりつけん 障害自立支援課長	いいの まさお 飯野 正夫
		しうがいしせつ 障害施設サービス課長	おおつ ごわ 大津 豪
		きかくかく 企画課長	まつむら たけや 松村 健也
せいいしょく 子ども青少年局	せいいしょく こども青少年局	かくしきほん 福祉保健課長	こんどう たかし 近藤 純
		かくしきほんかんかくしきほん 福祉保健課福祉保健センター担当課長	くどう けいこ 工藤 恵子
		じゆいしきほん 地域支援課長	いながさ じんこ 稻垣 純子
		けんこうすいしんかたんどうかく 健康推進課担当課長	ざいづ たかし 財津 純
		いりょくせんじょかたんどうかく 医療援助課担当課長	たなか やすゆき 田中 康之
きょういくいんかいじむきょく 教育委員会事務局	せいいしょく こども青少年局	せいいしょく こども青少年局長	ふじしま せいや 福嶋 誠也
		かくしきほん こども福祉保健部担当部長	じばやま かずひこ 柴山 一彦
		しうがいふくしきほん 障害児福祉保健課長	たかしま ともこ 高島 友子
かんけいきょく 関係局	せいいしょく 政策経営局	きかくちようせいかく 企画調整課長	はら ひろたけ 原 弘岳
		がっこうきょういくきかく 学校教育企画部インクルーシブ教育担当部長	にしの ひとし 西野 均
		どくべつしょんきょううく 特別支援教育課長	かない くにあさ 金井 国明
かんけいきょく 関係局	せいいしょく 建築局	けいさくせいかく 経営戦略課基本戦略推進担当課長	たなか こうへい 田中 浩平
		けんちく 住宅政策課担当課長	いしづ けいすけ 石津 啓介
		こうつう 総務課長	いりえよしじろう 入江洋二郎

		しょうがいしさずいしんか し さくちょうせいかりちょう 障害施策推進課施設調整係長	かわいた はやと 川端 勇飛
		しょうがいしさずいしんか かいかくすいしんか うかかりちょう 障害施策推進課指定・システム担当係長	とみた みちこ 畠田 優子
		しょうがいしさずいしんか うかかりちょう 障害施策推進課担当係長	よねやま 米山 のぞみ
		しょうがいしさずいしんか うかかりちょう 障害施策推進課主任	ねぎじ 根岸 聰
		しょうがいしさずいしんか うかせいいかく うかせいいしんか うかせいい 障害施策推進課共生社会等推進担当係長	おばた ゆみこ 小幡 由美子
		しょうがいしさずいしんか うかせいい 障害施策推進課相談支援推進係長	わたなべ ひろみ 渡辺 弥美
		しょうがいしさずいしんか うかせいい 障害施策推進課担当係長	まつと まゆ 松本 麻子
		しょうがいしさずいしんか うかせいい 障害施策推進課区分認定係長	うめつ あやこ 梅津 曲矢子
	けんこうふくしきょく 健康福祉局	せいしんほけんふくしきんか かせいしんほけんふくしき 精神保健福祉課精神保健福祉係長	かつき まさき 香月 正樹
		せいしんほけんふくしきんか かせいしんほけんふくしき 精神保健福祉課担当係長	くぼ ひろき 久保 裕樹
		せいしんほけんふくしき うかせいい 精神保健福祉課救急医療係長	まつしま たかやき 松島 純将
		しょうがいりつ えんかぶくしきゅうふかかりちょう 障害自立支援課福祉給付係長	うの ひろこ 宇野 紗子
		しょうがいりつ えんかぶくしきゅうふかぎよだ 障害自立支援課居宅サービス担当係長	うめた ひさよし 梅田 久嘉
		しょうがいりつ えんかぶくしきゅうふかかりちょう 障害自立支援課移動支援係長	やまもと 山本 いづみ
		しょうがいりつ えんかぶくしきゅうふかかりちょう 障害自立支援課社会参加推進係長	ふじもり ゆうじ 藤森 祐次
		しょうがいりつ えんかぶくしきゅうふかかりちょう 障害自立支援課就労支援係長	おおの さる 大野 智
		しょうがいりつ えんかぶくしきゅうふかかりちょう 障害施設サービス課施設管理係長	さとう ひろかず 佐藤 実一
		しょうがいりつ えんかぶくしきゅうふかかりちょう 障害施設サービス課整備推進係長	はたたた ようすけ 畠中 陽介
		しょうがいりつ えんかぶくしきゅうふかかりちょう 障害施設サービス課担当係長	ながと やすひろ 長戸 泰弘
		しょうがいりつ えんかぶくしきゅうふかかりちょう 障害施設サービス課地域施設支援係長	おひまつ たいいち 老松 太一
		しょうがいりつ えんかぶくしきゅうふかかりちょう 障害施設サービス課施設等運営支援係長	のぐち けいじろう 野口 慶太郎
		しょうがいりつ えんかぶくしきゅうふかかりちょう 障害施設サービス課共同社会援助担当係長	いけだ りょうすけ 池田 隆介
		けんこううだん こころの健康相談センター相談援助係長	いしかわ 石川 めぐみ
		けんこううだん こころの健康相談センター依存症等対策担当係長	まきの かおり 牧野 香織
		けんこううだん こころの健康相談センター担当係長	よしだ ひろみつ 吉田 裕光
		さかくからく 企画課担当係長	さかい りょうすけ 坂井 良輔
		しょうがいじふくし ほけんかたんとうかかりちょう 障害児福祉保健課担当係長	かわみ ともあき 川上 智昭
		しょうがいじふくし ほけんかたんとうかかりちょう 障害児福祉保健課整備担当係長	さかい ちづき 坂井 千月
	せいいしょくせいよく こども青少年局	しょうがいじふくし ほけんかたんとうかかりちょう 障害児福祉保健課担当係長	すがわら まさのり 菅原 政則
		しょうがいじふくし ほけんかたんとうかかりちょう 障害児福祉保健課整備担当係長	すみし たかひと 住吉 孝仁
		しょうがいじふくし ほけんかたんとうかかりちょう 障害児福祉保健課担当係長	ながの たかお 永見 徹
		しょうがいじふくし ほけんかたんとうかかりちょう 障害児福祉保健課担当係長	やまだ かづき 山田 一貴
		さかくらようせいかんとうかかりちょう 企画調整課担当係長	ことう ゆうすけ 後藤 佑介
	きょういくいんかいじむきょく 教育委員会事務局	とくべいしんきょく うかんとうかかりちょう 特別支援教育課担当係長	しまだ けいいち 嶋田 慶一
		とくべいしんきょく うかんとうかかりちょう 特別支援教育課担当係長	のなか だいすけ 野中 大介
	せいいしょくせいよく 政策経営局	けいりょくじんぎょく うかんとうかかりちょう 経営戦略課担当係長	おかだ ゆきこ 岡田 由起子
	けんちくきょく 建築局	じゅうたくじんきょく うかんとうかかりちょう 住宅政策課担当係長	てしろもり さとる 手代森 悟
	こうつうきょく 交通局	そくつうじんきょく うかんとうかかりちょう 総務課庶務係長	たぬま しろう 田沼 庄
	あきょく 総務局	きらきらうたいさく うかんとうかかりちょう 緊急対策課担当係長	なかお ゆうじ 中尾 祐次

だい き しょうがいしゃ さくてい 第5期障害者プラン策定にかかる とう しんちょくじょうきょう グループインタビュー等の進捗状況について

1 趣旨

「第5期横浜市障害者プラン（令和9年度から令和14年度）」の策定に向けて行ったグループインタビューの実施状況について御報告します。

また、当事者策定検討会及び当事者向けアンケートの実施方法についても御説明します。

2 グループインタビューについて

6月から9月にかけて、当事者や家族、障害関係団体等に対して、現状やニーズを把握するためのインタビューを行いました。

実施回数：計37回

<内訳>当事者：18回、家族：11回、支援者：10回

※複数の団体や、当事者・支援者等で実施した回がありましたので、実施回数と内訳の合計は一致しません。

3 当事者策定検討会について

主に以下の内容について、当事者同士で意見交換や検討を行います。

第5期プランの構成や内容について御意見をいただきます。

(1) 第1回：令和7年11月22日（土曜日）10時～12時

ア グループインタビューで出た意見を参考に

「6年後の理想の社会・暮らしを叶えるために必要な事や課題」について

イ 第5期プランの構成や概要の案

ウ 当事者向けアンケートの案

(2) 第2回：令和8年2月21日（土曜日）10時～12時（予定）

障害者プランの骨子（要点）について（予定）

(3) 参加者について

36人程度（身体障害児・者12人、知的障害児・者12人、精神障害児・者12人）

年代ごと、（①10歳未満・10・20代、②30・40・50代、③60代以上の3つに分け、①～③×2グループ、計6グループに分けて実施します。）

4 当事者向けアンケートについて

令和8年1月頃に、本市の各障害者手帳所持者の10%程度（約18,000人）の方たち
に対して、無作為抽出によるアンケートを実施します。

なお、質問項目については、当事者策定検討会・横浜市障害者施策推進協議会・
障害者施策検討部会で頂戴した御意見等を参考にしたうえで作成します。

5 今後のスケジュールについて

令和7年11月

当事者策定検討会

当事者向けアンケートの内容検討等

令和7年12月

障害者施策検討部会

当事者向けアンケートの内容検討等

令和8年1月

当事者向けアンケートの実施

令和8年2月

障害者施策検討部会

当事者向けアンケートの速報の報告等

令和8年3月

当事者策定検討会
障害者施策推進協議会

当事者向けアンケートの速報の報告等
当事者向けアンケートの速報の報告等

だい き しょうがいしゃ さくてい かか
 第5期障害者プラン策定に係るグループインタビュー実施先一覧

種別	団体名称
1 当事者	よこはまししたいじょうがいしゃふくしきょうかい 横浜市肢体障害者福祉協会
2 当事者	よこはまししかくじょうがいしゃふくしきょうかい 横浜市視覚障害者福祉協会
3 当事者	よこはましちょうかくじょうがいしゃきょうかい 横浜市聴覚障害者協会
4 当事者	よこはましくるまいす かい 横浜市車椅子の会
5 当事者	よこはましのうせい しゃきょうかい 横浜市脳性マヒ者協会
6 当事者	よこはまじんゆうかい 横浜市腎友会
7 当事者	よこはまし キョウカイ 横浜市オストミー協会
8 当事者	よこはまちゅうとしちょう なんちゅうしゃきょうかい 横浜市中途失聴・難聴者協会
9 当事者	ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター まなび (横浜市障害者地域作業所連絡会)
10 当事者	なんぶしゅうろうしえん 南部就労支援センター
11 当事者	さいとうクリニック デイケア ※求 職 者
12 当事者	よこはま キョウカイ YPS横浜ピアスタッフ協会
13 当事者	あさひ 旭ぴあくらぶ
14 当事者	よこはま 横浜市グループホーム連絡会 ※グループホーム入居者
15 当事者	ちいきかつどう 地域活動ホーム サポートセンター徑
16 当事者 (こども)	くんれんかい こうなんく 訓練会 港南区なづなの会 (横浜障害児を守る連絡協議会)
17 当事者 +家族	みみひくし 南福祉ホームむつみ
18 当事者 +支援者	ちいきかつどう れんらくかい 地域活動ホーム連絡会

種別	団体名称
19 家族	よこはましんしんじょうがいじしゃ まも かいれんめい 横浜市心身障害児者を守る会連盟
20 家族	よこはま きょうかい 横浜てんかん協会
21 家族	よこはまじゅうしん れんらくかい 横浜重心グループ連絡会 ～ばざばネット～
22 家族	よこはまじょうがいじ まも れんらくきょうぎかい 横浜障害児を守る連絡協議会
23 家族	よこはまししたいふ じゅうじしゃ ふ ぼ かいれんごうかい 横浜市肢体不自由児者父母の会連合会
24 家族	よこはまじへいじょうきょうかい 横浜市自閉症協会
25 家族	ぜんこくしんぞうびょう こども まも かいよこはま ば 全国心臓病の子供を守る会横浜支部
26 家族	よこはましせいしんじょうがいしゃ かぞくれんごうかい 横浜市精神障害者家族連合会
27 家族	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人ぐりーんろーど (横浜市障害者地域作業所連絡会)
28 支援者	よこはまじょうがいしゃ ちいきさぎょうじょれんらくかい 横浜市障害者地域作業所連絡会
29 支援者	ちてきじょうがいかんれんしせつきょうぎかい 知的障害関連施設協議会
30 支援者	よこはましせいしんじょうがいしゃ ちいきせいかつしえん 横浜市精神障害者地域生活支援連合会
31 支援者	せいしんじょうがいしゃせいかつしえん 精神障害者生活支援センター
32 支援者	はつたつじょうがいしゃ しえん 発達障害者支援センター
33 支援者	しゅうろうしえん 就労支援センター
34 支援者	きかんそうだんしえん 基幹相談支援センター
35 支援者	にじそうだんしえん 二次相談支援機関連絡会
36 支援者 +家族	よこはま 横浜市グループホーム連絡会

当事者向けアンケート

横浜市電子申請システムからも、
簡単に回答が可能です。
是非ご利用ください。

しりょう べってん
資料1別添2

にじげん
二次元
コード

はじめに、このアンケートを記入される方についておたずねします

問1 このアンケートはどなたが記入されますか。(○は1つだけ)

1. ご本人
2. ご家族
3. 支援者(施設・医療機関の職員等)
4. 成年後見人等
5. その他()

問1で2番から5番を選んだ方にうかがいます。

問1-1 本人以外の方が記入するのは、どのような状況からですか。(○は1つだけ)

1. 障害状況により、本人が書くことができない(身体の障害により、字を書くことができないなど)
2. 本人の意思表示が難しい
3. 未成年で、意思表示が難しい
4. その他

◆ご本人以外がこのアンケートを書くときは、ご本人の意志を確認しながら、また、ご本人の状況をできるだけ正確に把握したうえで書いてください。

この後の質問で、「あなた」とは障害者本人のことです。

あなたやあなたのご家族のことについておたずねします

問2 あなたの年齢

歳

問3 あなたの性別(○は1つだけ)

1. 男性
2. 女性
3. その他

問4 あなたは現在どこで暮らしていますか。(○は1つだけ)

1. 自宅(親など家族と同居)
2. 自宅(一人暮らし)
3. グループホーム
4. 障害児・者の入所施設(児童養護施設を含む)
5. 高齢者施設、高齢者向け住宅
6. 病院(入院中)

とい ばん えら かた
問4で1番を選んだ方にうかがいます。

とい じたく く ばあい いっしょ く ひと ふく なんにん
問 4-1 自宅で暮らしている場合、一緒に暮らしている人はあなたを含めて何人ですか。
(○は1つだけ)

- | | | | | |
|-----------|----------|----------|----------|----------------|
| 1. ふたり 2人 | 2. にん 3人 | 3. にん 4人 | 4. にん 5人 | 5. にんいじょう 6人以上 |
|-----------|----------|----------|----------|----------------|

とい いっしょ く かた
問 4-2 あなたが一緒に暮らしている方すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | | | |
|---------------|---------------------------|------------|-----------|
| 1. つま おとと 妻や夫 | 2. ちちおや 父親 | 3. ははおや 母親 | 4. むすこ 息子 |
| 5. むすめ 娘 | 6. きょうだい しまい 兄弟・姉妹 | 7. そふ 祖父 | 8. そば 祖母 |
| 9. まご 孫 | 10. ゆうじん ちじん なかま 友人・知人・仲間 | 11. その他 | |

とい げんざいく なにく
問5 あなたが現在暮らしているのは何区ですか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|--------------|---------------|----------------|-------------|
| 1. つるみく 鶴見区 | 2. かながわく 神奈川区 | 3. にしく 西区 | 4. なかく 中区 |
| 5. みなみく 南区 | 6. こうなんく 港南区 | 7. ほどがやく 保土ヶ谷区 | 8. あさひく 旭区 |
| 9. いそごく 磯子区 | 10. かなざわく 金沢区 | 11. こうほくく 港北区 | 12. みどりく 緑区 |
| 13. あおばく 青葉区 | 14. つづきく 都筑区 | 15. とつかく 戸塚区 | 16. さかえく 栄区 |
| 17. いずみく 泉区 | 18. せやく 瀬谷区 | 19. しがい 市外 | |

とい しゅうにゅうげん なん
問6 あなたの収入源は何ですか。(○はいくつでも)

- | | | | |
|----------------------|---------------------|-----------------|-----------------|
| 1. きゅうりょう こうちん 給料・工賃 | 2. ねんきん 年金 | 3. てあて 手当 | 4. せいかつ ほご 生活保護 |
| 5. かぞく えんじょ 家族からの援助 | 6. よちよきん しさん 預貯金・資産 | 7. しゅうにゅう 収入はない | |
| 8. その他 | | | |

とい じしん ねんしゅう ねんきん てあて せいかつ ほご ひ しんぞく えんじょ ふく ほんにん
問7 あなたご自身の年収をおたずねします。(年金、手当、生活保護費、親族からの援助も含めて) 本人
が18歳未満の児童の場合、主に生計を維持する保護者の方についてお答えください。(○は1つだけ)

- | | | |
|-----------------------------|------------------------------|----------------------------|
| 1. まんえんみまん 50万円未満 | 2. まんえんいじょう 50万円以上100万円未満 | 3. まんえんみまん 100万円以上200万円未満 |
| 4. まんえんいじょう 200万円以上300万円未満 | 5. まんえんいじょう 300万円以上400万円未満 | 6. まんえんいじょう 400万円以上500万円未満 |
| 7. まんえんいじょう 500万円以上1000万円未満 | 8. まんえんいじょう 1000万円以上1500万円未満 | 9. まんえんいじょう 1500万円以上 |
| 10. ふめい 不明 | 11. しゅうにゅう 収入はない | |

とい あなたは「身体障害者手帳」をお持ちですか。お持ちの方は、「身体障害者手帳」に記載された障害の程度をお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | | | |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1. 1級 | 2. 2級 | 3. 3級 | 4. 4級 | 5. 5級 | 6. 6級 |
| 7. 身体障害者手帳はもっていない | | | | | |

とい 問8-1 「身体障害者手帳」をお持ちの方は、記載されている項目に○をつけてください。
(○はいくつでも)

- | | |
|------------------------------|--------------|
| 1. 視覚障害 | 2. 聴覚・平衡機能障害 |
| 3. 音声・言語機能又はそしゃく機能障害 | |
| 4. 肢体不自由(上肢・下肢・体幹・脳原生運動機能障害) | |
| 5. 内部機能障害 | |

とい 問8-1-1 「内部機能障害」の方は、障害の種別に○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | | |
|---------------|---------|----------|
| 1. 心臓機能 | 2. 腎臓機能 | 3. 呼吸器機能 |
| 4. ぼうこう又は直腸機能 | 5. 小腸機能 | 6. 免疫機能 |
| 7. 肝臓機能 | | |

とい 問8-2 身体障害者手帳を取得した年齢についてお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. 0歳～5歳 | 2. 6歳～12歳 | 3. 13歳～18歳 | 4. 19歳～29歳 |
| 5. 30歳～39歳 | 6. 40歳～64歳 | 7. 65歳以上 | |

とい 問8-2-1 障害の発症はいつですか。(○はひとつ)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 生まれつき(先天性) | 2. 中途(病気や事故) |
|---------------|--------------|

とい 問9 あなたは「愛の手帳」をお持ちですか。お持ちの方は、「愛の手帳」に記載された障害の程度をお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|----------------|
| 1. A1 | 2. A2 | 3. B1 | 4. B2 | 5. 愛の手帳はもっていない |
|-------|-------|-------|-------|----------------|

とい 問10 あなたが「愛の手帳」を取得した年齢についてお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. 0歳～5歳 | 2. 6歳～12歳 | 3. 13歳～18歳 | 4. 19歳～29歳 |
| 5. 30歳～39歳 | 6. 40歳～64歳 | 7. 65歳以上 | |

問11 あなたは「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちですか。お持ちの方は、「精神障害者保健福祉手帳」に記載された障害の程度をお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-----------------------|
| 1. 1級 | 2. 2級 | 3. 3級 | 4. 精神障害者保健福祉手帳はもっていない |
|-------|-------|-------|-----------------------|

問11-1 精神障害者保健福祉手帳を取得した年齢についてお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. 0歳～5歳 | 2. 6歳～12歳 | 3. 13歳～18歳 | 4. 19歳～29歳 |
| 5. 30歳～39歳 | 6. 40歳～64歳 | 7. 65歳以上 | |

問12 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

- | | | | | |
|--------|-----------|---------------------------|--------|--------|
| 1. 区分1 | 2. 区分2 | 3. 区分3 | 4. 区分4 | 5. 区分5 |
| 6. 区分6 | 7. 受けていない | 8. 18歳未満のため、障害支援区分の対象外である | | |

問13 あなたは「難病」の診断を受けていますか。(○は1つだけ)

※障害者手帳を交付されていないが障害者総合支援法のサービスを利用している方が対象

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 受けている | 2. 受けていない |
|----------|-----------|

問14 あなたが「難病」の診断を受けた年齢はいつですか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. 0歳～5歳 | 2. 6歳～12歳 | 3. 13歳～18歳 | 4. 19歳～29歳 |
| 5. 30歳～39歳 | 6. 40歳～64歳 | 7. 65歳以上 | |

問15 あなたは、医療的ケア※を必要としていますか。必要している医療的ケアに○をつけてください。

(○はいくつでも) ※医療的ケア…家族や看護師が日常的に行っている医療的な生活援助行為

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1. 気管切開のガーゼやベルト交換 | 2. 気管カニューレ挿入 |
| 3. 人工呼吸器管理 | 4. 在宅酸素療法 |
| 5. 気管内の吸引 | 6. 口・鼻・咽頭・喉頭吸引 |
| 7. 経鼻チューブ挿入・交換 | 8. 経管栄養の注入 |
| 9. ネブライザー(噴霧吸入器)吸入 | 10. 経口摂取介助 |
| 11. 中心静脈栄養の実施 | 12. 点滴 |
| 13. インシュリン注射 | 14. 導尿 |
| 15. 排便管理 | 16. 腹膜透析 |
| 17. ストマ | 18. その他 |

ふだんの生活で困っていること、これからのことについておたずねします

とい
問16 あなたは、日常の生活に介助を必要としますか。介助を必要とする項目すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | | |
|-------------|-------------------------|---------|
| 1. 食事をする | 2. トイレを使う | 3. 入浴する |
| 4. 衣服の着脱をする | 5. 家の中を移動する | 6. 外出する |
| 7. 買い物をする | 8. 家事(食事の支度、洗濯、掃除など)をする | |
| 9. その他 | 10. 介助を必要としない | |

とい
問17 あなたは、自分だけでまわりの人に意思を伝えることができていますか。(○は1つだけ)

- | |
|------------------------------|
| 1. 誰とでも意思を伝えることができる |
| 2. 家族やごく身近な人になら、意思を伝えることができる |
| 3. 意思を伝えることは難しい |
| 4. 意思を伝えることができない |

とい
問17-1 あなたはどのような方法で意思を伝えていますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|------------------------------|--------------|-----------------|
| 1. 音声言語 | 2. 手話言語 | 3. スマートフォンやパソコン |
| 4. 点字 | 5. 筆談(ボード含む) | 6. 表情やジェスチャー |
| 7. 日常生活用具・補装具(重度障害者用意思伝達装置)等 | | |

とい せいかつ なか こま こま そくだん
問18 あなたは生活の中で、どのようなことで困ることがありますか。困ったときにどこに相談しますか。

困りごとの有無 (それぞれに○はひとつ)	困ったときの相談先(それぞれに○はいくつでも)																	
	族	友	近	援	成	事	区	基	話	域	域	模	被	被	の他			
困	困	困	の 人 や お い ・ 内 、 居 妻 等	の も の ・ 内 、 居 妻 等	（ 療 闘 ・ 龍 等 の 職 ）	親 の 会 な	（ 福 健 ・ 親 の 会 な	被 援 ・ 活 援 等	被 援 ・ 活 援 等	域	域	模	被	被	の他			
生活の中で困ること																		
【意思疎通が難しい】	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1. 自分の意志が相手に伝わらない	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2. 周囲の理解が足りない	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
3. 役所や病院、銀行などの手続きが難しい	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【外出や過ごし方に不安がある】																		
4. 外出が困難	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
5. 余暇などを過ごす場や機会がない	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
6. 外出する際、障害に配慮した場所が少ない	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
7. 一人で過ごすのが不安	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【服薬や金銭等の管理に不安がある】																		
8. 服薬の管理が難しい	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
9. 金銭の管理が難しい	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【学校・就業の場に不満がある】																		
10. 利用している施設に不満がある	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
11. 希望する就労の場がない	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
12. 学校や施設、仕事の場が遠方で不便	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【交流できる人や場が少ない】																		
13. 結婚相手や恋人などが見つからない	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
14. 同じ障害のある仲間と出会えない	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
15. 近所で知り合いがない	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【情報・制度・サービスに不満がある】																		
16. 情報を入手しにくい	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
17. 制度やサービスがわかりにくい	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
18. 必要な介助が受けられない	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
19. 希望する学校や施設を利用できない	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
【継続的な支援体制に不安がある】																		
20. 進学や就職の際に情報が引き継がれない	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
21. 主治医が変わった際に情報が引き継がれない	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
22. 支援者が変わった際に情報が引き継がれない	ア	イ	ウ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

とい
問19 障害のある方の相談先についてどう思いますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|-----------------|--------------|-------------|
| 1. 相談先が多すぎる | 2. たらい回しにされる | 3. 窓口が細かすぎる |
| 4. 相談先の場所がわからない | 5. 相談先が少ない | 6. 不満はない |

とい
問20 普段の生活で外出する時や、外出したいと思う時に困ることはどのようなことですか。
(○はいくつでも)

【バリアフリー・ユニバーサルデザイン】

- | | |
|----------------------------------|-----------------------|
| 1. 道路や駅に階段や段差が多い | 2. 道路に自転車や看板などの障害物が多い |
| 3. 駅や道路や利用する施設の表示がわかりにくい | 4. バスや電車の乗り降りが困難・不便 |
| 5. 点字ブロックや音の出る信号機がない | |
| 6. 利用する建物の設備(トイレ・エレベータなど)の不備・少ない | |

【交通機関】

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 7. 交通機関の利用に危険を感じる | 8. 利用できる交通機関が少ない |
| 9. 車などに危険を感じる | 10. 乗務員の障害に対する配慮が足りない |

【周囲の環境(心のバリアフリー)】

- | | |
|------------------|-----------------|
| 11. 人の目が気にかかる | 12. いじめや意地悪がこわい |
| 13. 余計な世話をやく人がいる | |

【その他】

- | | | |
|-------------|---------|-------------|
| 14. 介助者がいない | 15. その他 | 16. 困ることはない |
|-------------|---------|-------------|

とい
問21 現在、障害福祉にかかわる情報について、どこから(誰から)情報を入手していますか。(○はいくつでも)

- | | | | |
|--|-----------------|-------------------|--------------|
| 1. 家族 | 2. 友人 | 3. 近所の人や自治会・町内会の人 | 4. 民生委員・児童委員 |
| 5. 成年後見人等 | 6. 当事者団体・親の会など | 7. 区役所(福祉保健センター) | |
| 8. 支援者(医療機関・施設・通所先等の職員…地域活動ホームなどの通所先を含む) | | | |
| 9. 基幹相談支援センター・生活支援センター | 10. 後見的支援室 | 11. 計画相談事業所 | |
| 12. 地域ケアプラザ | 13. 地域療育センター | 14. 学校 | |
| 15. 広報よこはま・横浜市ホームページ | 16. インターネット・SNS | | |
| 17. テレビ・ラジオなどのメディア | 18. 新聞・雑誌などの書籍 | 19. どこからも入手していない | |

とい とい ばしょ ひと にゅうしゅ じょうほう ふまん かん
問21-1 問21 の場所や人から入手した情報について、不満に感じたことはありますか。(○は1つだけ)

1. 特に不満なことはない
2. もう少し情報が欲しい
3. 入手した情報だけでは、どうすれば良いかわからない
4. 情報の種類や量が多すぎて、自分に必要な情報を見つけることができない

とい しょうらい ねんご ふあん ふあん かん つぎ なか えら
問22 あなたは将来(6年後)に不安がありますか。とくに不安を感じることを次の3つまで選んで○をつけてください。(○は3つまで)

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 介助してくれる人がいるか | 2. 一緒に暮らす家族がいるか |
| 3. 学校など希望する進路に進めるか | 4. 働く場があるか |
| 5. 十分な収入があるか | 6. 趣味や生きがいを持てるか |
| 7. 生活する上で必要な情報が入手できるか | 8. 健康や体力が保てるか |
| 9. 住める場所があるか | 10. 災害時に安全が確保できるか |
| 11. その他 | 12. 不安はない |

とい しょうらい ねんご しょうがいしゃ ふくし かんが とく じゅうよう おも
問23 将来(6年後)の障害者福祉を考えるとき、あなたが特に重要な3つまで○をつけてください。
 (○は3つまで)

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1. 必要なときに十分な介助が受けられる | 2. 施設が整備されている |
| 3. 介助に必要な経済面での支援が受けられる | 4. 困ったときの相談体制が整っている |
| 5. 自分に適した学校や就職が選択できる | 6. 街の中が障害者にとって安全で快適である |
| 7. 安心して住めるところがある | 8. 健康管理や治療・リハビリを受けやすい |
| 9. 旅行などの外出が気兼ねなくできる | 10. 周囲の人が理解してくれる |
| 11. 障害のない人との交流の機会が多くある | 12. 災害時に安全が確保できる |
| 13. 趣味や生きがいを持つ | 14. その他 |

とい しょうらい ねんご せいかつ かんが
問24 あなたは将来(6年後)どこで生活したいと考えますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|------------------------|------------|-------------|
| 1. 自宅 | 2. グループホーム | 3. 障害者の入所施設 |
| 4. 特別養護老人ホームなど高齢者の入所施設 | | 5. その他 |

とい しょうらい ねんご
問24-1 将来(6年後)どなたと暮らしたいですか。(○はいくつでも)

- | | | |
|--------|----------|---------------|
| 1. ひとり | 2. 妻や夫 | 3. 子 |
| 4. 親 | 5. 兄弟・姉妹 | 6. 友人・知人・仲間など |
| 6. その他 | | |

ちいき せいかつじょうきょう
あなたの地域での生活状況についておたずねします

とい ふだん かよ
問25 あなたが普段通っている場所について教えてください。ますか。(○はいくつでも)

みしゅうがく さい かた
●未就学(おおむね6歳まで)の方

- | | | |
|-------------|------------------|--------|
| 1. 児童施設 | 2. 幼稚園 | 3. 保育所 |
| 4. 地域療育センター | 5. 児童発達支援事業所 | 6. 訓練会 |
| 7. その他 | 8. 特に通っているところはない | |

がくねい き さい かた
●学齢期(おおむね 18歳まで)の方

- | | | |
|----------------------------------|-------------------|----------|
| 9. 小・中学校等の一般学級 | 10. 小・中学校等の個別支援学級 | 11. 高等学校 |
| 12. 特別支援学校・養護学校 | 13. 専門学校・大学・大学院 | |
| 14. ハートフルフレンド・ハートフルルーム・ハートフルスペース | | |
| 15. その他 | 16. 特に通っているところはない | |

せいねんき さいいじょう かた
●青年期(おおむね 18歳以上)以降の方

- | | | |
|----------------------------|---------------------|--------------------|
| 17. 専門学校・大学・大学院 | 18. 自営業 | 19. 企業・官公庁 |
| 20. 就労移行支援・生活介護等の福祉サービス事業所 | 21. 地域活動支援センター(作業所) | |
| 22. デイケア(病院等) | 23. 生活支援センター | 24. 就労支援センター・職業訓練校 |
| 25. 生活教室(区役所) | 26. その他 | 27. 特に通っているところはない |

※ 次からの設問(問25-1~問25-7)は、最も多く通っているところについてお答えください。

とい りよう かいすう しゅう なんかい
問25-1 利用の回数は、週に何回ですか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|---------|-----------|---------|--------|
| 1. 週に1日 | 2. 週に2~4日 | 3. 週に5日 | 4. その他 |
|---------|-----------|---------|--------|

とい ふえん つうがく つうきん つうしょ かたみち じかん もっと おお かよ
問25-2 通園・通学・通勤・通所には片道でどのくらいの時間がかかりますか。最も多く通っている

ところについてお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1. 30分以内 | 2. 1時間以内 | 3. 2時間以内 | 4. 2時間以上 |
|----------|----------|----------|----------|

とい ふえん つうがく つうきん つうしょ そうげい
問25-3 通園・通学・通勤・通所に送迎がありますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|-------------|----------|--------------|
| 1. 送迎なし(一人) | 2. 家族の送迎 | 3. 通所先・学校の送迎 |
| 4. ヘルパー | 5. その他 | |

とい げんざい つうえん つうがく つうきん つうしょ なに りよう
問25-4 現在、通園・通学・通勤・通所のときには、何を利用していますか。(○はいくつでも)

- | | | | | |
|---------|---------|--------|-------|---------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 | 3. バス | 4. 電車 | 5. 送迎バス |
| 6. 自家用車 | 7. ヘルパー | 8. その他 | | |

とい こんご ふえん つうがく つうきん つうしょ なに りよう
問25-5 今後、通園・通学・通勤・通所のときには、できれば何を利用したいですか。(○はいくつでも)

- | | | | | |
|---------|---------|--------|-------|---------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 | 3. バス | 4. 電車 | 5. 送迎バス |
| 6. 自家用車 | 7. ヘルパー | 8. その他 | | |

とい おも りよう がっこう しごと ば しせつ とい かいどう まんぞく
問25-6 主に利用している学校、仕事の場、施設(問25の回答)には満足していますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|-----------------|-------------|-----------|
| 1. とても満足している | 2. まあ満足している | 3. 普通だと思う |
| 4. 改善してほしい部分がある | | 5. 不満である |

とい かいどう りゆう おし
問25-7 問25-6で回答した理由を教えてください。(○はいくつでも)

- | | | |
|----------|-----------|---------|
| 1. 施設の設備 | 2. 支援者の対応 | 3. 人間関係 |
| 4. 活動内容 | 5. 施設の立地 | 6. その他 |

とい かいどう りゆう おし
問25-8 問25で「特に通っているところはない」と答えた方は、通っていない理由を教えてください。
(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| 1. どこにも通いたくないと思っているから | 2. 在宅で、家事・育児・介護をしているから |
| 3. 在宅で、仕事・勉強をしているから | 4. 趣味などの活動をしているから |
| 5. 就職活動をしているから | 6. どこかに通いたいが、空きがない |
| 7. どこかに通いたいが、近くにない | 8. どこかに通いたいが、参加したい活動がない |
| 9. どこかに通いたいが、受け入れてくれるところがない | 10. その他 |

とい
問26 学齢期(小・中・高校など)の方におたずねします。放課後は主にどのように過ごしていますか。

(○はいくつでも)

- | | | |
|-----------------|------------------|--------------|
| 1. 学童保育 | 2. はまっこふれあいスクール | 3. 放課後キッズクラブ |
| 4. 放課後等デイサービス | 5. こども食堂等子どもの居場所 | |
| 6. 部活・サークル活動に参加 | 7. 塾・習い事 | 8. 友人と遊ぶ |
| 9. 自宅で過ごす | 10. その他 | |

27 あなたは福祉特別乗車券をどのくらい利用していますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|---------|------------|-----------|
| 1. ほぼ毎日 | 2. 週に1~2回 | 3. 月に1~2回 |
| 4. 年に数回 | 5. 利用していない | |

きんじょ ひと よか
近所の人とのつきあいや余暇についておたずねします

とい げんざい きんじょ ひと こんご
問28 現在、あなたは近所の人とどのようなつきあいをしていますか。また、今後、できればどのように
つきあいしていきたいと思っていますか。(○は現在、今後それぞれにいくつでも)

	げんざい 現在	こんご 今後
あいさつ ていど 挨拶をする程度	1	1
ときどきはなし 時々話をする	2	2
いっしょ かいしゅつ あそ 一緒に外出したり遊んだりする	3	3
たが いえ ほうもん お互いの家を訪問する	4	4
そうだん ぐち き たまに相談や愚痴を聞いてもらう	5	5
そうだん ぐち き よく相談や愚痴を聞いてもらう	6	6
こどもかい じ ち かい ちようないかい ちいき かつどう いっしょ 子供会や自治会・町内会など地域の活動を一緒にする	7	7
まつ ぼうさいくんれん ちいき さんか 祭りや防災訓練などの地域のイベントに参加する	8	8
ちいき しゅみ いっしょ かつどう 地域の趣味やスポーツのサークルで一緒に活動する	9	9
た その他	10	10
とく 特につきあいはない	11	11

とい じゆうじかん よかじかん す こんご
問29 あなたは自由時間や余暇時間をどのように過ごしていますか。また、今後、できればどのように
過ごしたいですか。(○は現在、今後それぞれにいくつでも)

	げんざい 現在	こんご 今後
か もの い 買い物に行く	1	1
えいが びじゅつてん としょかん かんせん い 映画やコンサート、美術展、図書館、スポーツ観戦に行く	2	2
どうぶつえん すいぞくかん ゆうえんち い 動物園、水族館、遊園地などに行く	3	3
なら ごと 習い事をしている	4	4
しゅみ はい 趣味のサークルに入っている	5	5
しょうがいふくし じぎょうしょ おこな ぎょうじ さんか 障害福祉の事業所で行っている行事に参加している	6	6
しょうがいしゃ あつ だんたい かつどう さんか 障害者が集まる団体の活動に参加している	7	7
がいしょく 外食する	8	8
ゆうじんたく ほうもん 友人宅を訪問する	9	9
さんぽ 散歩する	10	10
うんどう 運動する	11	11
りょこう 旅行する	12	12
いえ す 家で過ごす	13	13
どうが エスエヌエス しちょう じょう こうりゅう 動画やSNSなどのインターネットの視聴やオンライン上の交流	14	14
た その他	15	15

とい
問29-1 あなたは、運動をどこでしていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 横浜ラポール、ラポール上大岡 | 2. 各区のスポーツセンター |
| 3. 民間のジムなど | 4. 公園・学校 |
| 5. その他 | 6. 運動はしていない |

とい
問29-2 今後、学校や職場以外での活動に参加するにはどのようなことが必要ですか。
(○はいくつでも)

- | | | |
|-----------------|------------------|------------|
| 1. 内容に興味があること | 2. 活動の場が近いこと | 3. 介助があること |
| 4. 送迎サービスがあること | 5. 障害に対して配慮があること | |
| 6. インターネットの接続環境 | 7. その他 | |

しゅうろう じょうきょう
就労の状況についておたずねします

とい
問30 あなたは、現在働いていますか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|----------------------------|---------|--------------------|--------------|
| 1. 会社員 | 2. 公務員 | 3. 自営業 | 4. パート・アルバイト |
| 5. 就労継続支援A型事業所 | | 6. 地域活動支援センター(作業所) | |
| 7. 就労移行支援・生活介護などの福祉サービス事業所 | | | 8. 家事・介護・育児 |
| 9. 働いていない | 10. その他 | | |

とい
問30で1番から7番までに回答した方にうかがいます。

とい
問30-1 自分の障害のことを職場に伝えていますか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 伝えている | 2. 伝えていない |
|----------|-----------|

とい
問30-2 仕事上で困っていることはありますか。(○はいくつでも)

- | |
|------------------------------|
| 1. 仕事がむずかしい |
| 2. 休みが少ない |
| 3. 障害について理解をしてもらえない |
| 4. 職場までの通勤が大変 |
| 5. 職場の建物や設備に配慮が足りない |
| 6. 職場でのコミュニケーションがうまくとれない |
| 7. 障害がない人と比べて仕事の内容や昇進などに差がある |
| 8. 職場や仕事について相談するところがない |
| 9. その他 |
| 10. 困っていないことはない |

とい
問30-3 今後の就労意向についておたずねします。(○は1つだけ)

- | | |
|----------------------------------|---------------------------|
| こんご いま しごと づづ
1. 今後も今の仕事を続けたい | ちが しごと か
2. 違う仕事に変わりたい |
| しごと
3. 仕事をやめたい | 4. どちらとも言えない |

とい
問30-4 今の仕事の賃金・給料についておたずねします。(○は1つだけ)

- | | | |
|--------------------------|---------------------------|-----------------|
| じゅうぶんまんぞく
1. 十分満足している | じゅうぶん
2. 十分ではないが満足している | ふまん
3. 不満である |
|--------------------------|---------------------------|-----------------|

とい
問30-5 あなたが感じる働きがいについておたずねします。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| ちょきん
1. 貯金ができる | す かねつか
2. 好きなことにお金が使える |
| しゃかい やく た
3. 社会の役に立っている | じぶん せいちょう
4. 自分の成長につながっている |
| なかま たの
5. 仲間ができて楽しい | じりつ せいかつ おく
6. 自立した生活が送れる |
| かぞく せいかつ ささ
7. 家族の生活を支えられる | はたら たの
8. 働くことが楽しい |
| た
9. その他 | とく
10. 特はない |

とい
問30で「9. 働いていない」と回答した方にうかがいます。

とい
問30-6 あなたは過去に働いていたことがありますか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------------------|----------------------|
| はたら
1. 働いていたことがある | はたら
2. 働いていたことはない |
|----------------------|----------------------|

とい
問30-7 働いていない理由は何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| はたら
1. 働くところがないため | つうきん こんなん
2. 通勤が困難なため |
| じぶん あ し ごと
3. 自分に合う仕事がないため | じしん
4. 自信がないため |
| たいちょう わる
5. 体調が悪いため | こうれい
6. 高齢のため |
| かぞく はんたい
7. 家族などの反対があるため | はたら
8. 働きたくない |
| みしゅうがくまた しゅうがくちゅう
9. 未就学又は就学中のため | た
10. その他 |

とい
問30-8 今後の就労希望についておたずねします。(○は1つだけ)

- | | |
|--|----------------------------|
| いっぽんきぎょう
1. 一般企業の常勤従業員や公務員などの常勤従業員として働きたい | はたら
2. パートやアルバイトとして働きたい |
| じょうきんじゅうぎょういん
3. 障害福祉サービス事業所等を利用して働きたい | はたら
4. 起業したり、家業を継いだりしたい |
| 5. その他 | 6. 働きたくない |

とい
問30-8で1番から~4番までに回答した方にうかがいます。

とい
問30-8-1 どのようなところで働きたいですか。(○は1つだけ)

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------------|
| じたく かよ はんい よ
1. 自宅から通える範囲ならどこでも良い | かぎ じたく ちか よ
2. できる限り自宅の近くが良い |
| じたく はたら
3. 自宅で働きたい | よ
4. どこでも良い |

とい
問31 全ての方におたずねします。新しい仕事についたり、仕事を続けるために、どのようなことが必要だ
と思ひますか。(○はいくつでも)

1. ひとりじょうきょうしごとしょうかい
一人ひとりの状況にあった仕事の紹介
2. あたらしごとかんそうだんじょうほうていきょう
新しい仕事に関する相談、情報提供
3. いましょくばはたらうえこまきがるそうだん
今の職場で働く上で困ったときに気軽に相談できるところ
4. しごとなじょげんてだす
仕事に慣れるまで助言や手助けをするコーディネーター
5. きぎょうこようぬししょうがいしゃたいりかいそくしん
企業や雇用主の障害者に対する理解の促進
6. きんむじかんきんむけいたいはいりよ
勤務時間、勤務形態への配慮
7. あたらぎじゅつしょくぎょうのうりよくみぱきかい
新しい技術や職業能力を身につける場や機会
8. けいさぎょうつうたいじんかんけいまなにちじょうせいかつ
軽作業などを通じて対人関係を学んだり、日常生活のリズムを身につける
9. さぎょうとおしゅうろうくんれんおこな
作業を通して就労の訓練を行う
10. きぎょうしょくばじしうどうつうしゅうろうむくんれん
企業への職場実習等を通じた就労に向けた訓練
11. しごとしょくばかんきょうなてつだせんもんかはけん
仕事や職場環境に慣れるための手伝いをしてくれる専門家(ジョブコーチ)の派遣
12. その他た
その他
13. じょうきしえんひつよう
上記のような支援は必要ない

いりょうけんこう 医療と健康についておたずねします

とい
問32 あなたは現在医療機関にかかっていますか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|-------------------|----------------------|--------------------|------------|
| 1. つういん
通院している | 2. おうしんう
往診を受けている | 3. にゅういん
入院している | 4. かかっていない |
|-------------------|----------------------|--------------------|------------|

とい
問33 あなたは、障害を専門に診察してくれる主治医の他に、風邪をひいた時などに診察を受ける近く
のクリニックなどへ受診していますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|-------------------|----------------------------------|--------------------|
| 1. じゅしん
受診している | 2. じゅしんじゅしんじゅしん
受診したいが、受診できない | 3. じゅしん
受診していない |
|-------------------|----------------------------------|--------------------|

とい
問34 あなたは、障害を専門に診察してくれる主治医の他に、歯のことで診察を受ける近くの歯科クリニ
ックへ受診していますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|-------------------|----------------------------------|--------------------|
| 1. じゅしん
受診している | 2. じゅしんじゅしんじゅしん
受診したいが、受診できない | 3. じゅしん
受診していない |
|-------------------|----------------------------------|--------------------|

とい びょういん こま
問35 病院での困りごとはなんですか。(○はいくつでも)

1. 障害特性に応じたコミュニケーション手段を用意してもらえない(例えば、筆談をしてくれないなど)
しょうがいとくせい おう しゅだん ようい たと ひつだん
2. 障害を理由に受診を断わられる
しょうがい りゆう じゅしん こと
3. 障害特性を理解してもらえない
しょうがいとくせい りかい
4. 話をきちんと聞いてもらえない
はなし き
5. 待合室での居場所がない、または、待合室に居づらい
まちあいしつ いばしょ まちあいしつ い
6. 障害を理由に診察の順番を後回しにされる
しょうがい りゆう しんさつ じゅんばん あとまわ
7. 治療の説明がよくわからない
ちりょう せつめい
8. 移動する手段がない等の理由で、病院に行くことができない
いどう しゅだん とう りゆう びょういん い
9. 特に困ったことはない
とく こま

とい けんこう いりょう ひつよう おも
問36 あなたの健康・医療について、必要だと思うことはなんですか。(○はいくつでも)

1. 薬の管理
くすり かんり
2. 栄養面での管理・指導
えいようめん かんり しどう
3. 口腔ケア
こうくう
4. 訪問看護や往診など、在宅医療の利用
ほうもんかんご おうしん ざいたくいりょう りょう
5. 自分の障害・病気について、相談できる場所
じぶん しょうがい びょうき そうだん ばしょ
6. 自分の体調について、相談できる場所
じぶん たいちょう そうだん ばしょ
7. 定期的な健康診断
ていきどき けんこうしんたん
8. 適度な運動
てきど うんどう
9. 十分な睡眠と休養
じゅうぶん すいみん きゅうよう
10. 特に何もない
とく なに

ねんいじょう びょういん す かた
※1年以上、病院で過ごしている方にうかがいます。

とい びょういん せいかつ なが りゆう
問37 病院での生活が長くなっている理由はどのようなものですか。(○は1つだけ)

1. 治療の継続が必要
ちりょう けいぞく ひつよう
2. 帰る家がない
かえ いえ
3. 退院したあと、施設やグループホームでの暮らしを考えているが、空きがない
たいいん しせつ く かんが あ
4. 退院したいが協力してくれる人がいない
たいいん きょうりょく ひと
5. 退院に向けた環境は整っているが、退院後の生活が不安
たいいん む かんきょう との たいいんご せいかつ ふあん
6. 情報がないため、退院するイメージがわからない
じょうほう たいいん
7. わからない

災害関係についておたずねします

とい
問38 災害時への備えとして、どんなことをしていますか。(○はいくつでも)

1. 自分の避難先(地域防災拠点など)を確認している
2. 災害時の水や食糧を準備している
3. 障害状況により必要な装具・補装具・薬・酸素ボンベなどを準備している
4. 在宅医療機器の予備電源や予備バッテリーを準備している
5. 家族や支援してくれる人と、災害時の対応について、話をしている
6. 防災訓練などに参加している
7. 地域の人に事情を伝えている(要援護者名簿等への記載など)
8. 特に何もしていない

とい
問39 災害に備えていても、不安に思うことは何ですか。(○はいくつでも)

1. 避難場所で周りの人や知らない人とうまく過ごせるか
2. 避難場所の設備が障害に配慮されている(バリアフリーになっている)か
3. 避難場所の人が自分の障害を理解してくれるか
4. 避難勧告などの重要な情報がきちんと障害者にも入ってくるか
5. 避難場所までたどり着けるか
6. 停電で在宅医療機器が使えなくなるのではないか
7. 風水害に対する対処方法がわからない
8. 避難場所がわからない
9. その他

とい
問40 このアンケート調査についてご意見等がありましたら、ご自由にご記入ください。

きょうりょく
ご協力ありがとうございました。

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ゆうそうこうふかいし
精神障害者保健福祉手帳の郵送交付開始について

きゃくさま ようばう う れいわ ねん がつ にちうけつけぶん げんざい まどぐち
お客様からのご要望を受け、令和7年12月1日受付分から、現在、窓口のみで

こうふ せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう いか てちょう ゆうそう
交付している精神障害者保健福祉手帳(以下、「手帳」という。)について、①郵送

しんせい かた きぼう かた たいしよう ゆうそう こうふ かいし
で申請する方かつ②希望される方を対象に郵送での交付を開始します。

ゆうそうこうふ なが
1 郵送交付の流れ

ゆうそうこうふ きぼう きゃくさま つうじょう ゆうそうしんせいしょい くわ ゆうそう
郵送交付を希望するお客様は、通常の郵送申請書類に加え、①郵送

こうふよう およ てちょうようかおじやしん どうふう
交付用のレターパック(プラスもしくはライト)及び②手帳用顔写真を同封し、

せいしんついいんいりょう てちょうじ むしょり いか じ むしょり あて
精神通院医療・手帳事務処理センター(以下、「事務処理センター」という。)宛に

しんせい じ むしょりかんりょうご きゃくさま じゅうしょあて じ むしょり
申請いただきます。事務処理完了後、お客様の住所宛に事務処理センターから

てちょう ゆうそうこうふ
レターパックにて手帳を郵送交付します。

ゆうそうこうふかいし ひ およ たいしようしゃ
2 郵送交付開始日及び対象者

ゆうそうこうふ たいしよう れいわ ねん がつ にちいこう じ むしょり うけつ ゆうそう
郵送交付の対象は、令和7年12月1日以降、事務処理センターで受けた郵送

しんせい ゆうそうこうふ きぼう かた ゆうそうこうふよう
申請のうち、郵送交付を希望される方で、郵送交付用のレターパック((プラスもし

およ てちょうようかおじやしん どうふう かた たいしよう ゆうそうひよう
くはライト))及び手帳用顔写真を同封した方を対象とします。なお、郵送費用

だい きゃくさまふたん ゆうそうほうほう かんい
(レターパック代)はお客様負担となります。郵送方法はレターパックとし、簡易

かきとめ ふつうゆうびん ほか ほうほう ゆうそうこうふ おこな
書留や普通郵便など、その他の方法での郵送交付は行いません。

3 郵送交付の対象手続き

郵送申請が可能な手続き

新規更新(再承認) 等級変更 市外転入 記載事項変更

再交付 様式変更

4 区役所窓口・オンラインでのお手続きについて

各区役所窓口やオンラインで申請されたお客様及び郵送交付を希望しない

郵送申請のお客様は引き続き各区役所窓口で手帳を交付します。手帳の使用

方法等に関するご相談は各区役所窓口で承ります。

5 郵送交付のお問い合わせ及び周知について

郵送交付のお問い合わせについては事務処理センターにて承ります。周知につ

いては10月中に横浜市のホームページに掲載します。

このお知らせについての問合せ先

横浜市こころの健康相談センター

精神障害者保健福祉手帳担当

電話：045-662-3531

FAX：045-662-3525

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
精神障害者保健福祉手帳を

ゆうそう う と
**郵送で受け取ることが
できるようになりました**

ゆうそう しんせい ぱあい きぼう れいわ ねん がつ にちじゅりぶん
 郵送による申請の場合のみ、ご希望できます！（令和7年12月1日受理分～）

よこはまし てちょう こうふ すま くやくしょ まどぐち おこな へいじつ くやくしょ らいしょ
 横浜市では手帳の交付はお住いの区役所の窓口のみで行っておりましたが、平日区役所への来所が
 むずか かたむ ゆうそう こうふ かのう ゆうそうしんせい まどぐちこうふ ひつづ かのう
 難しい方向けに、郵送による交付も可能となりました。なお、郵送申請でも窓口交付は引き続き可能で
 す。

△郵送交付の場合、新たに手帳を発行しますので顔写真は必須となります。

△交付時に制度のご案内を同封いたします。手帳に紐づくサービスについては

別途区役所等でのお手続きが必要となる場合があります。

△レターパックはご自身でご用意ください。

△いかなる場合でもお預かりしたレターパックの返却は行いません。

△不在等により郵便局の受取期間が過ぎてしまった場合は、事務処理センターに返戻されるため、再度レターパックをご提出ください。



ゆうそうこ うふ しんせい しゅるい
郵送交付できる申請の種類

しんき こうしん さいしょにん とうきゅうへんこう
新規 / 更新(再承認) / 等級変更

さいこうふ しがいてんにゅう
再交付 / 市外転入

きさいじこうへんこう ようしきへんこう
記載事項変更 / 様式変更

てちょう おとどけさき
手帳のお届け先

じゅうみんひょう じゅうしょ そうふさき
○住民票の住所、または送付先を

せってい じゅうしょ
設定されている住所

と あ さき ゆうそうしんせいそうふさき
<問い合わせ先・郵送申請送付先>

じゅうしょ ゆうびん よこはましなかくほんちょう
住所:〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

あてさき よこはましけんこうふくしきょくせいしんつういんいりょう てちょう じ む し ょ り
宛先:横浜市健康福祉局精神通院医療・手帳事務処理センター

でんわ TEL:045-671-3623 (平日9時～17時)

ゆうそうこ うふ ひつよう ていしゅつぶつ
郵送交付に必要な提出物

たいめんうけとり
○レターパックプラス(対面受取)

または

ゆうびん う とうかん
レターパックライト(郵便受け投函)

いがい ふ か
※レターパック以外は不可。



かおしゃしん たて センチ よこ センチ まい
○顔写真(縦4cm×横3cm)1枚

じょうき てんいがい しんせいしょり
※上記2点以外の申請書類については

かき かくにん
下記ホームページをご確認ください。



そあん たい じっし
素案に対するパブリックコメントを実施しています。

じっしきかん れいわ ねん がつ か がつ にち
【実施期間：令和7年10月14日～11月13日】

だい き よこはましいぞんしょうたいさくちいきしえんけいかく そあん がいようばん
「第2期横浜市依存症対策地域支援計画」素案【概要版】

だい しょう
第1章

けいかく がいよう
計画の概要

1 けいかくさくてい はいけい しゅしどう
計画策定の背景と趣旨等

いぞんしょう と ま げんじょう
<依存症を取り巻く現状>

■ 依存症とは、アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等やゲームなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたくても、やめられない」状態を指します。その背景には、障害や貧困、失業、虐待やDVなど、様々な生きづらさの問題が複合的に存在しているケースが多く見られます。近年においては、オンラインギャンブルや市販薬・处方薬の過剰摂取等、依存症の対象が拡大しており、年齢や性別、職業、家庭環境を問わず誰もが容易に直面しうる問題となっています。

■ 依存症になると、心身の健康状態の悪化、仕事や学業の継続困難、借金の増大や生活困窮など、多岐にわたる課題に直面します。併せて、その影響は子どもを含む家族や周囲の人々にもおよび家族をうつ状態にしたり、経済的に困窮させるなど、本人の依存症によって生じる様々な問題は周囲の人々も巻き込んでいきます。

■ 依存症に対して「本人の意志の弱さが原因である」、「治らない」といった誤解や偏見が社会全体に根強く残っています。こうした誤解や偏見は、依存症に悩む人が支援を求めたり、回復をしながら社会生活を送る上で、大きな障壁となっています。

■ 依存症の問題に取り組む上では、社会全体を対象とした理解促進のための普及啓発を進めるとともに、行政・福祉・医療・法律・教育など様々な領域の専門家が連携した支援体制を講じていくことが重要となります。

けいかくさくてい しゅし
<計画策定の趣旨>

■ 本計画は国の「依存症対策地域支援事業実施要綱」において定められた、地域支援計画として策定します。

■ 本計画は、国、神奈川県及び本市における関連計画との整合を図りながら策定します。

■ 本計画は、①第1期計画の取組に関する振り返り、②「横浜市精神保健福祉審議会及び同審議会依存症対策検討部会」での議論、③「横浜市依存症関連機関連携会議」での意見集約、④依存症に関する市民意識調査や民間支援団体等を対象としたヒアリング調査、医療機関受診状況の分析等を通じ、策定を進めました。

■ 本計画は、これまでの施策を振り返り、市民全体の依存症の問題に対する更なる理解の促進を図り、依存症の本人や依存症が疑われる人、その家族が適切な支援につながり、回復し続けられる環境の整備を目的としています。

計画の期間

■ 本計画の計画期間は、令和8年度～令和12年度の5年間とします。

計画の対象

■ 本計画は、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症やゲーム行動症のほか、その他の依存症を含む依存症全般を視野に入れた内容として策定しています。

第2章

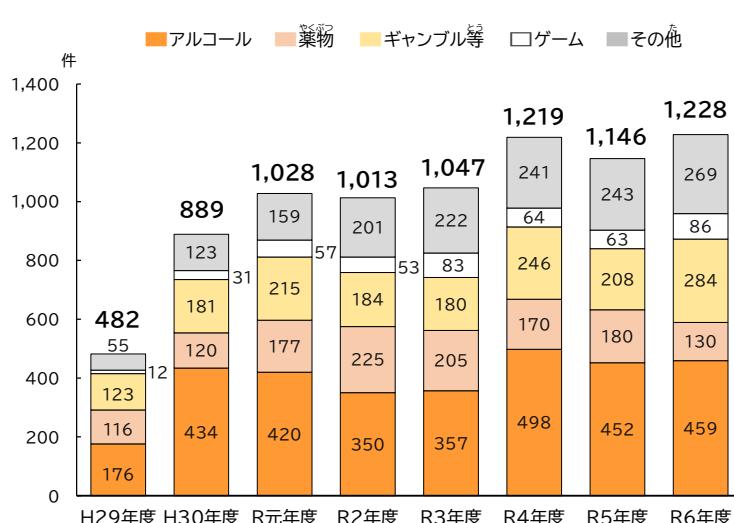
本市における依存症に関する状況と課題

1 本市の依存症に関する状況

■ 本市は、こころの健康相談センターを依存症相談拠点として位置付けており、依存症に関する個別相談、回復プログラムや家族教室、依存症に関する普及啓発や研修等を行っています。また、依存症に関する支援者の育成や身近な支援者を含む関係機関同士の協働・連携の促進に向けた取組を実施しています。

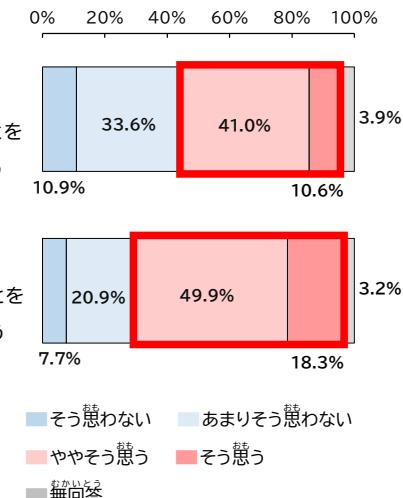
- こころの健康相談センターにおける相談状況を見ると、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症のほか、ゲーム行動症やその他の依存症に関する相談件数も増加傾向にあり、令和6年度は年間のべ1,228件の相談を受け付けました。
- 令和6年度に実施した「依存症に関する市民意識調査」によると、「多くの人は、依存症の人のことを自業自得だと思う」の質問について「そう思う」又は「ややそう思う」と回答した方が51.6%、「多くの人は、依存症の人のことを意志が弱いと思う」の質問について「そう思う」又は「ややそう思う」と回答した方が68.2%となっています。

こころの健康相談センターにおける依存症の相談件数の推移



出典：本市資料

依存症に対する認識



(n = 1,795)

出典：横浜市「令和6年度依存症に関する市民意識調査
結果報告書」（令和7年）

2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況

① 行政（こころの健康相談センター等）

- 依存症相談拠点であるこころの健康相談センターと区役所の精神保健福祉相談を中心に、関係機関と連携をしながら相談対応や支援施策を展開しています。

② 身近な支援者

- 本市では、区役所の高齢・障害支援課や生活支援課、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、地域ケアプラザなど、依存症の本人等にとって身近な支援者となる様々な機関が活動しています。
- 身近な支援者における相談では、アルコールをはじめとする依存症の問題が含まれることは珍しくない状況にあり、こうした支援者が依存症問題に対する理解と対応力を高め、専門的な支援者との連携を強化していくことが、依存症の予防・早期発見・早期支援に向けて極めて重要と考えられます。

③ 医療機関

- 専門医療機関をはじめとして、依存症の治療等を行う医療機関が複数あり、依存症の治療、合併する精神疾患への対応、障害福祉サービス等と連携した支援などが行われています。

④ 民間支援団体等（回復支援施設・自助グループ等）

- 市内には多くの回復支援施設や自助グループ・家族会等が活動しており、依存症からの回復を目指し、様々なプログラムの実施、あるいは依存症の問題を抱えた人たちや家族等が相互に支え合う取組を進めています。

3 第1期計画の振り返りと課題

第1期計画では、基本理念及び基本方針を定め、一次支援・二次支援・三次支援という3つのフェーズごとに2つずつ、各依存症の予防及び回復支援に着目した重点施策を設定しました。

一次支援（予防・普及啓発）

重点施策1：予防のための取組

重点施策2：依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発

【取組の内容と成果】

- 横浜市立の小中学校において、ゲームとつきあう家庭のルールづくりを啓発するチラシの配布や、区役所、地域ケアプラザ等の内外の関係機関において依存症関連のリーフレットやチラシの配架・配布を行い、多世代の市民に依存症問題の普及啓発・情報提供を実施しました。
- 公共交通やインターネット等での依存症の理解促進に向けた動画広告の配信や、市民向け講座を開催しました。
- 依存症について身近に情報を得る機会が増え、市民の依存症への認知度が高まりました。また、こころの健康相談センターにおける依存症の相談件数が増加しました。

【計画策定に向けた課題】

- 若年層の市販薬・処方薬への依存やオンラインギャンブルの拡大など、依存症を取り巻く環境が変化しています。

- ゲームやSNS等の依存症は、認知度が比較的低く、また、依存症全体への誤解や偏見も依然として存在します。
- 新たな依存症問題への対応や、啓発動画の内容の見直しなどを通じた理解促進、偏見解消が今後も重要です。

二次支援（早期発見・早期支援）

重点施策3：相談につながるための普及啓発

重点施策4：身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組

【取組の内容と成果】

- 検索エンジンと連動した広告掲載や、依存症セルフチェックサイトの開設、行政を含む様々な団体や関係機関が一体となり、依存症が疑われる人やその家族等が適切な相談機関につながることを目的としたセミナー等を開催しました。
- 関係機関による連携会議を開催したほか、「依存症支援者向けガイドライン」を作成しました。
- 依存症の本人等が問題に気付き、支援につながりやすくなるとともに、相談を受けた身近な支援者から依存症の治療・回復支援を専門とする機関や団体に適切につなぐ重要性について、各機関が共通認識を持つことができました。

【計画策定に向けた課題】

- 自身の依存症の問題に気付きながらも、適切な支援につながっていない人が一定数存在するものと推察されます。
- このため、依存症の問題を抱えている人へ届く多様な手法による広報活動の継続や、「依存症支援者向けガイドライン」を活用し、依存症への理解促進と関係機関同士の連携強化を進める必要があります。
- 本人の意向に沿った支援機関等とのマッチングの力を高める取組や回復を支える家族等への支援が必要です。

三次支援（回復支援）

重点施策5：専門的な支援者による回復支援の取組

重点施策6：地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組

【取組の内容と成果】

- 依存症回復プログラムや依存症家族教室、民間支援団体等による相談会等を開催しました。
- 連携会議にて事例検討や回復支援団体の活動内容を共有し、身近な支援者と専門的な支援者間の情報連携の強化を図りました。

【計画策定に向けた課題】

- 現状の依存症支援に関する連携は、医療・福祉関係者が中心であるため、医療・福祉以外の分野にも広げていくことが重要です。

1

だい き けいかく きほんてきわくぐ
第2期計画の基本的枠組み

だい き けいかく きほんてきわくぐ だい き けいかく けいしょう ほんけいかく きほんりねん きほんほうしんとう い か
第2期計画の基本的枠組みは、第1期計画を継承します。本計画の基本理念、基本方針等は以下のとおりです。

きほんりねん
基本理念

いぞんしょう ほんにん かぞくどう かか こんなん けいげん
依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、
じぶん けんこうてき く む すす づづ
より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること

きほんほうしん
基本方針

いぞんしょう よ ぼうおよ いぞんしょう ほんにん かぞくどう じぶん けんこうてき
依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に
く しょん む かんけいしゃ つよ い
暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、
れんけい しさく すいしん
連携して施策を推進すること

いちじしえん
一次支援

よぼう ふきゅうけいはつ
予防・普及啓発

にじしえん
二次支援

そうきはつけん そうきしえん
早期発見・早期支援

さんじしえん
三次支援

かいふくしえん
回復支援



いちじしえん
一次支援に
かんれん しさく
関連する施策

にじしえん
二次支援に
かんれん しさく
関連する施策

さんじしえん
三次支援に
かんれん しさく
関連する施策

じゅうてんしき
重点施策

とう きゅうそく かくだい み もんだいとう たいしょう おうだんてき とりくみ
オンラインギャンブル等、急速な拡大が見られる問題等を対象とした横断的な取組

2 第2期計画のポイント

① 施策体系の見直し

- 第1期計画でアルコール、薬物、ギャンブル等の依存対象別に分類していた施策体系について、施策体系の見直しをより明確にするため、一次支援を年齢層別に分類し、二次支援及び三次支援を本人・支援者・家族等別に分類しました。

② 重点施策の設定

- 第1期計画の振り返りや市民意識調査の結果から、対応が急務であり、かつ一次支援・二次支援・三次支援の各フェーズにおいて横断的対応が必要な課題への対策として、効果的な施策推進を目的に、重点施策を設定します。

重点施策1 じゅうてんしそく1	多様化する依存対象への対策 たようか いぞんたいじょう たいさく	市販薬・処方薬、オンラインギャンブルへの依存等、近年、増加傾向にある依存への対応を通じて、若年層の生きづらさを支援する。 しはんやく しょほうやく いぞんとうこう きんねん ぞうかけいこう いぞん たいおう つう じゅうてんしそく1
重点施策2 じゅうてんしそく2	偏見の解消 へんけん かいしょう	依存症の本人や家族等が相談し、回復に向けた取組が円滑に推進されるよう、依存症の正しい理解の促進と偏見の解消を図る。 いぞんしょう ほんにん かぞくどう すうだん かいふく む じゅうてんしそく2
重点施策3 じゅうてんしそく3	連携体制の強化 れんけいいたいせい きょうか	依存症の多様化や複合化した生活課題への対応が推進されるよう、関係機関同士の連携を強化し重層的な支援体制を構築する。 いぞんしょう たようか ふくこうか せいかつか だい たいおう すいしん かんけい きょうか じゅうてんしそく3

③ 数値目標を設定した進行管理

- 一次支援・二次支援・三次支援に関する施策について新たに数値目標を設定し、計画全体の進行管理を進めています。

④ 第2期計画における新たな取組

- 市販薬・処方薬の過剰摂取による依存やオンラインカジノをはじめとするオンライン上のギャンブルへの依存に対する普及啓発
- こどもや若者が気軽に悩みを打ち明けて、早期の相談や支援につながるよう、新たにSNSを活用した相談支援を実施
- 依存症に対する偏見や誤解の解消、正しい理解の促進に向けた普及啓発
- こども関連の支援者への依存症に対する正しい理解の促進
- 依存症関連機関連携会議での課題や事例共有などを通じたこども関係部局との連携強化
- 学校や家庭におけるこどもの問題に関わる支援者をサポートするため、「依存症支援者向けガイドライン」を改訂し、こどもに関連する事例を掲載

取り組むべき施策

一次支援・二次支援・三次支援の各フェーズにおける取組の方向性は下記のとおりです。

1 一次支援（予防・普及啓発）に係る取組

(1) 共通した取組（全世代に向けた取組）

■ 依存症の予防と偏見等の解消に向けて、全世代を対象とした普及啓発や相談支援の充実を図ります。

■ 専門的な支援者や公営競技の実施団体、関係機関などと連携し、啓発物の配布や、ホームページ・SNS等を活用した情報発信等、様々な方法・機会を通じて依存症に関する正しい知識を伝えていくための取組を進めていきます。

<取組例> 依存症に対する偏見を解消する啓発物の作成・配架・配布／依存症に対する偏見を解消するための、普及啓発イベントの実施

(2) こどもに向けた取組（おおむね18歳未満の方に向けた取組）

■ こどもたちが依存症について正しく理解できるよう、ゲーム行動症や市販薬・処方薬、ギャンブル等に関する学校現場での授業や啓発、ホームページでの情報発信などを行います。

■ 教職員や保護者、子どもの支援に携わる支援者への研修等を実施し、こどもたちを支える大人の依存症に対する理解促進を図ります。

<取組例> 市販薬・処方薬依存に関する啓発物の作成・配架・配布／小中学生の保護者に対する依存症の予防・正しい理解を促進する啓発物の作成・配信

(3) 若者に向けた取組（おおむね18歳から40歳未満の方に向けた取組）

■ 若者が依存症について正しく理解し、自ら健康的な生活を選択できるよう、予防と普及啓発に重点を置いた取組を進めます。

■ オンラインギャンブルや薬物など多様な依存症への理解促進を目的とした情報発信を行います。

■ 大学や地域と連携し、若者を支援する人のスキルアップを図ります。

<取組例> 大学・都市パートナーシップ協議会参加大学等への依存症の予防教育・普及啓発に関する啓発物の作成・提供／オンラインギャンブルの依存に関する正しい知識を促進する啓発物の作成・配架・配布

(4) 中高年・高齢者に向けた取組（40歳以上の方に向けた取組）

- 中高年・高齢者における依存症の予防に向けて、健康診断や生活習慣改善相談を通じた飲酒や生活習慣病、禁煙などに関する相談や啓発を実施します。
 - ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、働く世代のストレス緩和や依存症予防、健康増進などを支援します。
 - 健康づくりイベントや情報発信を活用し、中高年・高齢者の依存症予防、こころと身体の健康づくりを支援します。
- <取組例> 市内で働く人たちの多量飲酒防止に向けて、「よこはま企業健康マガジン」（メール配信）においてアルコール問題に関する記事の配信

2 二次支援（早期発見・早期支援）に係る取組

(1) 本人への取組

- 依存症の本人が、依存症の問題に早期に気付き、支援につながることができるよう様々な取組を推進します。
 - 交通広告やインターネット・SNSを活用した情報発信、セミナーの開催、区役所や医療機関等での啓発物の配布などを通じ、依存症の本人が情報を得やすい環境づくりを進めます。
 - セルフチェックや相談先の検索ができるWebサイトの整備、借金や法律問題など、依存症に関連する課題の解決にもきめ細やかに対応できる体制を整えます。
- <取組例> 交通広告やインターネット・SNSなどを活用した、相談につながる普及啓発の実施／依存症のセルフチェックや自身のニーズに合う相談・支援・医療機関の検索ができるWebサイトの整備／SNSを活用した相談支援の実施

(2) 支援者への取組

- 専門的な支援者や関係機関の連携促進に力を入れていきます。連携会議を通じて情報や課題を共有し、顔の見える関係を構築します。
 - 身近な支援者から専門的な支援者への適切なつなぎを行ったため、研修機会の提供、情報発信等を行います。
 - 依存症の早期発見・適切な支援につなぐため、切れ目のない支援体制の構築を目指します。
- <取組例> 関係機関の連携と地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的とした連携会議の開催／依存症支援者向けガイドラインの改訂／こども関連の支援者の依存症への関心を高めるための情報提供や研修等の開催

(3) 家族等への取組

- 依存症の本人の家族等が、早期に依存症の問題に気付き、適切な支援につながることができるよう、多様な手段による情報提供を図ります。
 - 交通広告やインターネット・SNSを活用した普及啓発、身近な支援者の窓口での相談につながる啓発物の配架・配布などを通じて、家族等への情報発信を強化します。
 - 家族等が安心して相談できる環境づくりを推進します。
- <取組例> 厚生労働省が定める啓発週間に合わせた、相談勧奨や市民向けセミナーの開催／依存症の本人や依存症が疑われる人の家族等に対し、相談につながる啓発物の作成・配架・配布

3 三次支援（回復支援）に係る取組

(1) 本人への取組

- 専門相談や回復プログラムの提供等により、依存症の本人のニーズに応じた支援を実施します。
 - 地域の身近な窓口での継続的なフォローや、就労・住まいの確保などのサポートも実施します。保護観察所など関係機関と連携し、社会復帰や自立に向けた環境を整備します。
- <取組例> 依存症専門相談による回復に向けた支援の実施／依存症のメカニズムや再発のサイン・対処法について一緒に考える回復プログラムの実施

(2) 支援者への取組

- 依存症からの回復を支援する専門的な支援者や関係機関が、より効果的かつ継続的な支援が行えるよう、連携の推進に取り組んでいきます。
 - 民間支援団体・自助グループへの活動支援、民間支援団体等の職員の人材育成やセルフケアのための研修など、多方面からのサポートを強化します。
 - 行政、福祉、医療、法律、教育など多様な関係機関とのネットワークを構築し、切れ目のない地域支援体制を目指します。地域社会全体で回復を支える環境づくりを推進していきます。
- <取組例> 専門的な支援者の支援スキルの向上を目指す、研修等の実施

(3) 家族等への取組

- 家族教室などを通じて依存症に関する正しい知識や対応方法を身に付け、回復への理解を深めることができます。
 - 民間支援団体や関係機関と連携し、依存症の本人の家族等のニーズに応じた多様な支援の提供を推進します。
- <取組例> 家族等が依存症について学び、対応方法・回復について考える家族教室の実施

「第2期横浜市依存症対策地域支援計画」素案と概要版のPDF版及びテキスト版
を本市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/kokoro/izonsho/izonsyou.html>



コラム

オンラインギャンブルの拡大と 「ギャンブル等依存症対策 基本法」の改正

オンラインギャンブルは、手元に現金がなくとも参加でき、賭け金や借金の額が従来よりも大きくなりやすい傾向にあります。

また、スマートフォンアプリなどでの課金に慣れている若者の中には、オンラインギャンブルでお金を賭けることへの心理的ハードルが低い人も多いと考えられています。そのため、ギャンブル等依存症の人の増加や、家族や周囲から依存症の問題に気付かれにくくなることが懸念されます。

こうした問題を受け、2025年7月に改正「ギャンブル等依存症対策基本法」が公布されました。改正法では、オンラインカジノサイトの開設・運営やSNSなどを通じてカジノサイトへ誘導する行為が禁止されました。また、国及び地方公共団体には、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場での教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じオンラインカジノの違法性について周知徹底することが定めされました。

はがきをご利用の場合は、切り取って投函してください。（切手不要）

「第2期横浜市依存症対策地域支援計画」素案

パブリックコメント 意見記入用紙

「第2期横浜市依存症対策地域支援計画」素案に対するご意見をご記入ください。

- ご意見の種類にチェックをつけてください。
(複数選択可)

- | | | |
|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 第1章 | <input type="checkbox"/> 第2章 | <input type="checkbox"/> 第3章 |
| <input type="checkbox"/> 第4章 | <input type="checkbox"/> 第5章 | <input type="checkbox"/> 素案全体 |

- ご意見をお書きください。

見

本

1 関係主体に期待される役割

- 本計画の推進のためには、**関係主体**がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、一体となって取り組むことが必要です。
- また、個々の団体・機関等ごとに一次支援・二次支援・三次支援の各フェーズにおいて、それぞれの専門性を発揮して支援を行なうとともに、**自団体・機関が専門とする支援領域以外でも可能な支援・活動のあり方を模索することが重要です。**

2 計画の進行管理

- 本計画では、**P D C Aサイクルの手法を活用し、計画全体の進行管理を行ないます。**
- また、取り組むべき施策に位置付けられている個々の事業の**進捗状況を把握・確認し、事業の達成状況の点検・評価、見直しを行ないます。**

関係主体とそれに期待される役割

◆依存症関連施策の実施者としての行政
 (こころの健康相談センター、健康福祉局
 精神保健福祉課、区役所 精神保健福祉
 相談)

- 依存症の予防等に向けた施策を展開
- 厅内外の関係機関・団体と連携し施策を展開
- …など

◆身近な支援者(行政、福祉、一般医療機関、法律、教育)

- 依存症に関する情報収集、啓発
- 依存症問題への気付きを促し、専門的な支援につなぎ、依存症の本人が社会生活を送る上で必要な支援を提供…など

◆専門的な医療機関

- 身近な支援者や民間支援団体等と連携し、依存症の治療を実施
- 支援者のスキル向上…など

◆民間支援団体等(回復支援施設、自助グループ、家族会)

- 団体の特性を生かし、依存症の本人に合った回復支援を提供
- 身近な支援者等への依存症に関する情報の啓発…など



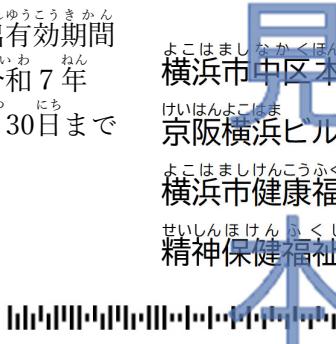
差出有効期間
令和7年
11月30日まで

郵便はがき

231-8790

005

横浜市中区本町2丁目22番地
京阪横浜ビル10階
横浜市健康福祉局
精神保健福祉課 行



◆よろしければ、あなたの情報を記入ください。

【性別】(該当するものに○)

男性・女性・回答しない

【年代】(該当するものに○)

20歳未満・20~29歳・30~39歳・
40~49歳・50~59歳・60~69歳・
70歳以上

「第2期横浜市依存症対策地域支援計画」素案

へのご意見をお寄せください

募集期間：令和7年10月14日(火)から
令和7年11月13日(木)まで

ご意見は、以下のいずれかの方法でお寄せください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8e07376d-0d86-4c86-a019-b0ce45535cdb/start>



② メール

kf-izon@city.yokohama.lg.jp

③ 郵送

左記はがき(切手不要)

④ FAX

045-662-3525

<ご留意いただきたい点>

いただいたご意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日、ホームページで公表します。ご意見への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。

ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見は受け付けておりません。

ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

よこはまテレビ・プッシュのご案内について

I 趣旨

テレビを 使った 情報 伝達 サービス 「よこはまテレビ・プッシュ」について、
情報 提供 します。

2 サービスの概要

「よこはまテレビ・プッシュ」を 設置 すると、ご自宅 のテレビで 災害 時 の 緊急
情報を 受け取れます。緊急 情報（緊急 地震 速報など）が 発表 されると、テレ
ビの 電源 を 自動で 起動 して お知らせ します。その他、降雨 アラームや 電車 運行
情報などの 日頃 の 生活に 役立つ 情報 も 配信 します。

3 補助制度の概要

(1) 目的

テレビを 使った 情報 伝達 サービス 「よこはまテレビ・プッシュ」に対して、市
が 補助 を 行う ことで、スマートフォンを お持ちでない 方 など 災害 情報 の
取得 に 不安 を 感じて いる 方 も 確実 に 災害 情報 が 入手できる ように 支援 を
行います。

(2) 対象者

「横浜市民」かつ「災害情報の取得に不安を感じている方」

(3) 補助額

初期費用 28,600円（税込）

(4) その他費用

サービス 利用料 として、月額 550円（税込）がかかります。

ご利用にはインターネット環境が必要になります。

4 お申込み・資料請求・お問い合わせ

イツツ・コミュニケーションズ株式会社が申込等を受け付けています。

(電話) 03-6670-2114 (受付時間 9:30~18:00 土日祝除く)

(メール) info@itscom.jp

※詳細は別紙「よこはまテレビ・プッシュ」のチラシをご確認ください。

災害情報を テレビに お知らせ



資料4-2

横浜市からお知らせ

災害情報の取得に
不安を感じている方のために

よこはまテレビ・プッシュ

テレビが自動でオン！



電源オフ



よこはまテレビ・プッシュを設置すると…

- ご自宅のテレビで災害時の緊急情報を受け取れます。
- 緊急情報(緊急地震速報など)が発表されると、テレビの電源を自動で起動してお知らせします。
- その他、降雨アラームや電車運行情報などの日頃の生活に役立つ情報も配信します。

横浜市が初期費用28,600円(税込)を全額補助!
月額550円(税込)で利用できます!

よこはまテレビ・プッシュの補助金について

事業目的 緊急地震速報などの情報が即時かつ的確に届き、迅速な避難行動がとれるようにスマートフォンをお持ちでない方や災害情報の取得に不安を感じている方に支援を行います。

対象者 横浜市民、かつ災害情報の取得に不安を感じている方

補助内容 初期費用28,600円(税込)(専用端末代、設置設定費)を横浜市が全額補助
※補助上限に達し次第終了

※ よこはまテレビ・プッシュはイツツ・コミュニケーションズ株式会社のサービスです。

※ 初期費用とは別に、毎月550円(税込)の利用料がかかります。

※ よこはまテレビ・プッシュのご利用には、インターネット環境が必要です。



お申込み・お問い合わせ：
イツツ・コミュニケーションズ株式会社

☎ 03-6670-2114 (9:30-18:00 土日祝除く)

事業に対するお問い合わせ：
横浜市総務局緊急対策課

☎ 045-671-2143 (9:00-17:00 土日祝除く)